

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : [iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S&IJAPAN <http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp) (担当: 細田明子・矢守章子・井口文絵)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを5月25日付けで更新しました。

(再送: 先使用权の公証制度について)

平成22年度特許庁委託研究調査等事業の報告書「先使用权制度に関する調査研究報告書」(AIPP・JAPAN 作成)の中のタイの部分において、「タイの公証制度はない」と記載されていますが、これは誤りです。正しくは、「タイには公証制度はあるが、これを先使用权立証に用いられたことは未だない。」というのが、正確な表現だと思います。注意してください。

(再送: タイの修正実体審査について)

平成19年度特許庁委託研究調査等事業の報告書「各国における修正実体審査 MSE の調査報告書」(AIPP・JAPAN 作成)の中のタイの部分(P36-38)において、明らかな間違いと、不正確な表現が多く、これを読んだクライアントが誤解をされて実務を進めている事例が出ております。例えば、「審査請求時に、他国の審査結果報告を出す必要がある。」というのは、誤解で、審査請求手続きと、他国の審査結果報告書提出とは、別の手続きであると理解して戴きたいと思います。ですから、審査請求前に、既に他国の審査結果報告ができるのであれば、直ちに提出する必要があると思います。また、「審査結果報告書というのは、拒絶理由通知などの中間書類を含む」と誤解されている方も居られますが、中間書類を審査官から新たに求められることもあります。これはケースバイケースです。この場合、弊所では特許登録公報の提出をお勧めしており、特許

証はクライアントに要求しておりません。この報告書に書かれてある点につき、細かく指摘はできませんが、疑問点があれば、各特許代理人に現地政府へ直接問い合わせをして戴き、正しい理解の上に実務を進めてください。

また、この調査報告書の中での「案件の開示」についての調査結果は、不十分です。閲覧できるとか、利害関係人のみ情報開示できるとか、閲覧できても複写ができないとか、審査官からの指示書や補正書は閲覧できないとか、それぞれの国で情報開示基準が異なっているはずで、それがこの調査結果に何ら反映されていません。注意して読んでください。

(再々送:PCT国内移行手続きについての譲渡証提出のお問い合わせについて)

タイ政府からのオフィシャルアクションで、国際段階及び国内段階の出願人が同一に関わらず、譲渡証提出をタイの代理人事務所から要求されたという苦情がクライアントから寄せられています。この件について、タイ政府に再度確認をした処、以前からのタイ政府見解は、不変であることを確認致しました。これについての弊所見解は、以下のとおりです。

(弊所ホームページ [http://www.s-i-asia.com/web\\_japan/intellectual\\_thailand\\_jp.php#18](http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18) より)

「譲渡証提出についての弊所見解

タイ政府知的財産局の発表(2010年7月時点)では、PCT国内段階での譲渡証提出は不要という見解です。

現行の非PCT出願では、譲渡証提出が必要です。これは特許法第10条(特許出願の権利の譲渡は書面によるとだけ規定されています)と、それに基づく審査便覧(審査官の審査対象物に、譲渡証が入る)によるものと理解されております。

しかしながら、今回、PCT国内移行出願の譲渡証提出不要という政府見解となり、PCT国内段階の出願と、非PCT出願とでは、違った運用となります。その点、ご注意ください。そこで、弊所としては、PCT国内移行出願については、上記政府見解とは若干異なりますが、譲渡証が確実に必要な場合(例えば、PCT出願時の出願人と国内移行時の出願人が異なる場合)には、提出が必要(恐らく未提出であれば、審査官から指令が来るものと思われます)であると理解し、クライアントの皆様にお伝えしております。恐らく他の法律事務所との間に、この点において見解が若干分かれる可能性がありますことをご了承ください。」

もし、他の代理人事務所の取り扱い案件で、譲渡証についての提出要請を受け取りましたら、是非、一度、再度タイ政府に確認するよう代理人事務所の方へ指示願います。また、PCT国内移行手続きについては、現在、タイ政府にて、手引書を作成している段階で、近々公表する予定と聞いておりますので、もし情報を入手しましたら、皆様方へ改めてご案内致します。

(再々送:特許の他国審査での中間書類翻訳提出のお問い合わせについて)

最近、弊所以外の事務所からクライアントへの指示について、特許の対応他国審査についての中間書類全てを翻訳するように求められ、その対応について、クライアントより弊所に問い合わせが相次いでおります。

タイ法制度上では、最終審査結果の提出が義務規定ですので、登録公報などの最終審査結果は、

審査官からの指示を待たないで提出しなければなりません、中間書類についての提出は、あくまで審査官からの指示が通常必要となります。そこで、弊所では、①オフィシャルアクションがあったのかどうか。②その内容はオフィシャルアクションの中に記載されているのかどうか。を、再度代理人に対し、チェックしてもらうこととお勧めしております。

審査を急ぐあまり、最終審査結果が出ていないにも関わらず、全ての中間書類を翻訳して提出することは、費用面においても、審査判断においても出願人の期待に沿う結果が得られるものとは全く思いません。是非、ご注意の程、お願い申し上げます。

(再々送及び補充:PCT国内移行出願にかかる明細書のタイ語翻訳提出期限について)

弊所が掴んだ情報によりますと、他の法律事務所から「国内移行日に翻訳を提出せずに、提出期限を延長できる」旨の誤った情報がクライアントに流れている模様です。この方法は、国内移行日に明細書の主要部のみ(たとえばクレームだけ)を翻訳し、後日、補正書の形で、明細書の全翻訳を提出するというもので、出願人にとって、後日問題となる可能性が多々あり、全くお勧めできません。ご注意の程、宜しく願い申し上げます。必ず規則通りに、国内移行日にタイ語翻訳提出をお願い致します。名の通った法律事務所では決してこのような実務を行っていないと思います。

なお、この件についてAIPPI日本部会の昨年12月度活動報告において、AIPPI・JAPAN セミナー「ASEAN地域における知的財産制度及び権利行使の現状について」で講師がタイの部分で紹介したとの記事が掲載されております。講師の発言内容は不適切であり、出願人をミスリーディングするものと弊所は判断しております。ご注意の程、お願い申し上げます。

～編集者より～

4月に実施されたタイでの最低賃金増額によって、様々な処に影響が波及しているのを感じる。日系企業の中には、5月1日(労働者の日、メーデー)を契機として、法外な賃金増額や労働環境改善要求を突きつけられ、操業停止状態となっている企業もあるらしい。日本企業が1960年代に最初にタイに進出してきて以来、50年間大きな労使紛争(90年代には少数起きているが)もほとんど無かったが、そろそろ転機を迎えているのであろうか。労働集約型の企業は、カンボジアへの転出を既に決めているものも出始めている。良かれ悪しかれ、今後の庶民のモノの見方が、巨大化する中国の影響を受け、中国人的価値観が様々な形で近隣諸国へ染み込んでくることは避けられないと感じる。

6月上旬に、タイ政府知的財産局が主催し、現在一般開放している知的財産関連情報のシステムについての利用研究会が開かれる。参加者には、システム開発会社も含まれ、ワークショップの形で、少数グループで議論し、発表するという形式である。元々、システムを開発しそれをリリースした後、その評価や改善を利用者と一体となってグレードアップに繋げていくのが、一般的な開放型のシステムマネジメントである。実は、このシステム教科書通りの開発評価方法を、ASEAN各国、アジア各国の知的財産関連の情報システムでほとんどなされていない。もう10年以上前から、個人的にタイ政府へ提唱してきたのが、ようやく実現されるので、ここで敢えて紹介しておきたい。日本の特許情報システムの歴史においても、既に30年前になるが、パトリス DB を(財団法人)日本特許情報センター(JPATIC、現在の日本特許情報機構)が構築し運営していた時に

は、ユーザー会合なるものがある、その中でシステムの不備や改善を指摘してきた。それが、結果として DB の品質を上げ、そしてさらなる検索精度の向上に繋がったのである。このノウハウはその後、大いに生かされている。今現在、どのようになっているかは知らないが、このような基本的な評価メカニズムをマネジメントの中に恒久的に取り込んでおかなければならない。今のままでは、ASEAN 各国 DB(IPDL)は作りっぱなしの状態となるということになる。この利用者会合の成り行きに大いに注目したいものである。

どうも施策がアンバランスなのではないのか。というのは、知的財産戦略本部に提出された日本特許庁から出された「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題」というレジメを眺めながらの第一印象である。昔から日本政府の施策は、特許(それも審査)に偏りすぎているのではなかろうか。という疑問がそもそもある。実際のビジネスの現場では、商標や意匠は、特許より真っ先に重要視されるし、ビジネスのあらゆる分野と局面で、利用される。また、特許の分野に限れば、出願や審査に施策が偏り過ぎている。ビジネスの現場では、権利化後の例えば最終クレームの証明、権利化後の翻訳訂正、権利者の最新住所、年金納付状況など、出願よりもむしろ権利化された後の情報が非常に重要になってくる場合が多い。今の ASEAN 各国政府が提供する知的財産関連情報のサービスは、全くこれらのニーズに応えきれていない。日本の企業や特許事務所での知財関係者も出願事務や代理が主な業務だから、これらの関係者の意見集約すると、今の日本政府が提唱する偏った施策となるのが極自然なような気がするが、もっともっと多面的に課題を整理解析すべきではなかろうかというのが、私のコメントである。

研究開発拠点がどんどんアジアへ展開しつつある。企業によっては、複数国に開発拠点を置く時勢になってきた。この情勢は、日本企業の内部規定や運用が、国毎に多少の相違はあるものの、どんどんアジアへ展開しつつあることを意味している。日本政府から見れば、「企業が海外展開する際に、その国の基準に準拠して企業内規定を適用すればよい」と、即座に言われるかもしれないが、恐らくほとんどの日本企業にその余裕はない。また、研究開発が例えば中国の研究所と台湾の研究所で共同で開発する(恐らく日本の研究者との共同開発が主に行われると思うが)となると、その企業の職務発明の考え方を、国毎に多様化することが非常に難しくなる。日本政府の職務発明規定とその基準を、アジア地域に当てはめられるならば良いのだが、どうも適用不可能のような気がしてならない。国をまたがるような共同研究開発には適していないのではなかろうか。例えば、報償金算定方法やその開示、労使の合意云々など、アジアの日系現地法人に適用するには、違和感を感じざる負えない。アジアに通用する基準作りが求められるのではないだろうか。今後、日本では様々な基準を国内用に作られると予想するが、是非、今一度、自国の基準や運用が本当にアジアの常識として通用するかどうかという観点で見極めた上で、その政策決定の一つの観点として、是非、検討して戴きたいものである。私見だが、日本の職務発明規定及び基準は、アジアの非常識だと思うが、如何であろうか。

～ブルネイで侵害品販売者に当局が警告状を発行～

ブルネイの小売商店らがブルネイタイムスに語ったところによると、ブルネイの都市委員会が小売商店を対象に侵害品の販売は著作権令に基づき 6 ヶ月以下の懲役及び 5,000 ブルネイドルの罰金が科される可能性があるという内容の警告状を発行したということである。同紙に対しキウラッ

プにある Chong Hock Music Centre の販売担当者は、海賊版ディスクの在庫を一掃する期限が与えられていることから、在庫処分のため普段 2.5ドルで販売している商品を 1ドルで販売していると話した。この販売担当者はこれが一時的なものなのか永遠に続くのかわからないが、将来はオリジナル商品の販売に切り替えていかなければならないだろうと話している。ブルネイ警察の広報担当者は警察の主な任務は都市委員会が配布した警告を執行することだとし、現段階では海賊版商品販売者を対象とした作戦行動はないが、警察はいつでもこれらの店舗が法律を遵守しているかどうか抜き打ち調査を行う用意があると話している。当局は時々小売店の強制捜査を行い侵害商品を全て処分するよう命令してきたが、数週間のうちに商品はこっそりと戻ってきていた。マレーシアの Recording Industry が 2011 年 10 月に行った調査によれば、約 50 店舗の小売店が海賊版映画、音楽、及びソフトを DVD、CD、及び VCD の形で販売していた。米国の Intellectual Property Alliance(IIPA)は、ブルネイは申し立てに基づく制度に留まっており、地元当局は侵害品販売者の商業ライセンスを取り上げる気がないと述べている。

(2012 年 5 月 9 日、タイネーション)

～シンガポールでサンドイッチの Subway が商標権侵害訴訟で敗訴～

米国サンドイッチチェーン大手の SUBWAY は、自社の商標権侵害を巡る裁判でシンガポールのスナックチェーン Subway Niche に敗訴した。この判決は昨日シンガポール高等裁判所で行われ、Subway Niche の商標は Subway のものに類似しているが、公衆に出所混同を引き起こす可能性を示唆する物的証拠がないと判決された。判事はまた、Subway Niche のオーナー Lim Eng Wah 氏は自社の商品を Subway のものと区別するのに苦労してきたと指摘した。Subway Niche はスライスした食パンに具を挟んだ包装済みの商品を販売しており、他方 Subway の商品は個々のロールパンとそれぞれ違った具の新鮮なサンドイッチである。Subway 側は Subway Niche がサンドイッチを販売開始したのは 2001 年だと主張していたが、判事は Lim 氏が Subway がシンガポールで商標登録する 1989 年以前からサンドイッチを販売していたと認めた。Subway のオーナーは Lim 氏に訴訟費用を支払うよう命じられた。

(2012 年 4 月 19 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで特許登録の要件を厳格化し、外国の特許代理人の活動を容易にする特許法改正法案が提案された～

シンガポールで昨日特許法改正法案が議会に提出された。主な改正の内容は自己査定制度から積極的特許登録制度への変更で、これはシンガポールで付与される特許の全体的な質を向上させることになる。現在の自己査定再度(self-assessment system)では、発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たしていなくても特許付与が可能であったが、現在提案されている積極的特許登録制度(positive grant system)により今後はそうはいかなくなり、特許登録のため発明は要件を全て満たさなければならなくなる。これは、特許出願はいずれかの特許庁からのポジティブな審査報告書を提出しなければならないということを意味し、これにより登録要件を満たしているかどうかを査定することになる。登録されるのはポジティブな審査報告書のある特許出願だけになる。昨年シンガポールで登録された特許のうち要件を満たしていなかったのは 5% だけであった。この割合は 2010 年には 7%、2009 年には 9%であった。新しい制度によりシンガポールのプラクティスは世間に認められている欧州、英国及び日本の特許庁と近いものになり、

シンガポールで登録となった特許の信頼性が高まることになる。特許法のこのほかの主な改正点は外国の特許事務所がシンガポールで活動しやすくなるという点である。例えば他国からの特許出願や他国の特許法についてクライアントにアドバイスするなどの海外の仕事を扱う限りシンガポールの特許代理人として登録する必要がなくなる。つまり、外国の特許事務所は知的財産法に定められた Graduate Certificate、4 つの特許代理人資格試験と特許事務所でのインターンシップを達成するために 4 年から 6 年を費やす必要がなくなる。

(2012 年 5 月 15 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイで知的財産関連事件の調停件数が増加～

知的財産局のソムサック副局長は、知的財産の争議が起こった場合、双方が裁判所での解決を望まず、知的財産局による調停を希望するケースが増えていると発表した。2002 年からの調停要望数は約 500 件で、そのうち解決に至ったケースは約 50%。調停の方が裁判所での審議より時間が短く費用も大幅に安くなる。調停にかかる時間は交渉から合意に至るまで 90 日から 180 日ほど。最も多い案件は著作権の争議で、次は外国のブランド名の商標権侵害である。調停の依頼は月に約 20 件ほどある。

(2012 年 4 月 20 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイでは今年第一四半期のソフトウェア著作権侵害が前年比 58%増～

経済犯罪取締り部の発表によると、今年の第 1 四半期のソフトウェア著作権侵害は前年同期に対し 58%の増加があったと発表した。警察が強制捜査をしたのは 49 件で、著作権侵害ソフトウェアを使用したコンピューターを 742 台発見、侵害されたソフトウェアの価格は 1 億 300 万バーツに上り、前年同期に対し 63%の増加だった。3 月の最後の二日間は、警察がチェンマイの 7 企業を強制捜査した。建築関係やデザインに関わる企業で、ソフトウェア著作権侵害の危険性が高い業種だ。ソフトウェア著作権侵害の手がかりについて通報する人は、電話 0-2714-1010 かウェブサイト [www.stop.in.th](http://www.stop.in.th) に連絡のこと。報奨金として最高 250,000 バーツを受け取る権利がある。手がかり情報についての情報は秘密が守られる。(2012 年 4 月 25 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイの活動家らが知的財産局に対し製薬会社による evergreening patents の問題に対処するよう求めた～

タイの健康問題の活動家らは知的財産局に対し、多国籍製薬会社による「いつまでも新鮮な特許 (evergreening patents)」の問題に対処するよう求めた。この言い回しは特許権者が医薬品特許の調合にマイナーチェンジを加えて、製品を変えることなく本来の特許期間よりも長い期間権利を確保することを言っており、通常多国籍企業により行われている。Network of People Living with HIV/Aids 副代表の Anan Muangmoonchai 氏率いるグループが昨日知的財産局に集まり、Anan 氏は、知的財産局は evergreening patents に関するマニュアルを発行すべきだと話した。Health System Research Institute と知的財産局による調査では、2000 年から 2010 年に登録された特許 2,034 件のうち、96%が evergreening patents に分類されると同氏は話している。今回の行動は知的財産局が医薬品特許付与に関する新しいガイドラインを草案するのに合わせて行われたもので、このガイドラインは 8 月に完成する予定である。

(2012 年 4 月 25 日、バンコクポスト／タイネーション)

～タイ知的財産局のサーチシステムに係る競争入札の結果発表～

タイ知的財産局は同局のサーチシステム開発を委託する会社名を発表した。Bangkok Web Solution Co., Ltd.が予算 75 万バーツで委託されることとなった。

(2012 年 4 月 26 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで IP フェア開催～

タイ知的財産局は 2012 年 5 月 4 日から 6 日まで、クイーンシリキット国際会議場で IP フェア 2012 を開催する。フェアでは、クリエイティブエコノミーの展示、IP クリニック、IP クイズ大会及び著作権問題のディスカッションなど IP 関連の多数のイベントが行われる。

(2012 年 4 月 27 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイでロボコンの予選となるロボットデザインコンテストが開催～

National Metal and Materials Technology Center (MTEC)、National Science and Technology Development Agency 及び科学技術省がチュロンコーン、チェンマイ、プリンスソンクラ、スラナリー工科の 4 大学と協力し、第 5 回ロボットデザインコンテストを 5 月 12 日パンティッププラザで開催する。この大会で 8 月に日本で開かれる国際ロボットコンテストのタイ代表が選ばれる。

(2012 年 4 月 27 日、タイネーション)

～タイは今年も米国通商代表部の優先監視国に据え置かれた～

米国通商代表部の報告書が月曜に発表され、タイは今年も優先監視国に据え置かれることとなった。タイの他には、中国、ロシア、アルゼンチン、カナダ、インド、アルジェリア、チリ、インドネシア、イスラエル、パキスタン、ウクライナ及びベネズエラの計 13 か国が優先監視国に指定された。Ron Kirk 米国通商代表は IP 産業は阿部以下に 4,000 件の雇用と輸出の 60%近くを生み出していることから大きな影響を与えるものであると声明で述べている。

(2012 年 5 月 2 日、バンコクポスト)

～タイの大都市で違法ソフトを使用するインターネットカフェの強制捜査～

タイ国家警察はチェンマイ、コンケン、及びローイエットなどの大都市で違法ソフトウェアを使用していたインターネットカフェ 6 店舗の強制捜査を行った。今回発見された違法ソフトは合計 600 万バーツ相当となる。このうちチェンマイでの捜索では違法ソフトがインストールされたパソコン 188 台、被害額 400 万バーツ相当が、コンケンでは同じく 40 台、被害額 110 万バーツ相当が発見された。タイ国家警察の経済犯罪抑制部では、タイ全土で摘発を行うとし、インターネットカフェに対し違法ソフトの使用を止めるよう警告している。これらの違法行為は 4 年以下の懲役または 80 万バーツ以下の罰金が科され、さらに事業停止命令が行われる可能性がある。

(2012 年 5 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ知的財産局が地理的表示と IP 権商業化・IP 権保護に関する覚書に調印～

タイ知的財産局は昨日、タイの地理的表示商品の認識を高め、地理的表示商品の認定基準を改善する National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards 及び Thai Industrial Standards Institute との覚書に調印した。知的財産局はこの他、IP 権の商業化を目指したイノベ

ーティブ商品の開発と新投資家の IP 権の保護について Office of the Vocational Education Commission と覚書に調印した。

(2012 年 5 月 4 日、タイネーション)

～タイで重要な薬草の種の保存と繁茂に政府が努力～

生薬の主要成分となっている野生植物のうち 1,800 種が絶滅の危機に瀕していると Witthaya Buranasiri 保健大臣が昨日話した。重要度の高い薬草のほとんどは森でしか見られないことから、森林破壊がこの大きな原因となっており、多くの薬草は適切な生育環境に関する研究が足りないため栽培ができないと同大臣は話す。これを受け、保健省では天然資源環境省、農業協同組合省、NGO 及び地域コミュニティと共同でこれらの重要な薬草を絶滅から救うだけでなく繁茂させるべく努力を進めることとなった。今話し合われている方法の一つが植物が危険にさらされている地域における「ハーブ保護地区」の拡大及び増設である。ハーブ保護地区の森を侵害したり開墾しようとした者に対しては天然資源環境省により法的措置が講じられる。一方保健省は 50 種以上の薬草の繁殖と保護に年間 7,600 万バーツの予算を確保している。

(2012 年 5 月 10 日、バンコクポスト)

～タイで IP フェアが開幕～

クイーンシリキット国際会議場で IP フェア 2012 の開会式が行われ、シリワット カジョーンプラサート商務副大臣が議長を務めた。開会式には知的財産局からパッチマー タナサンティ局長ら高官が出席した。IP フェアは 5 月 4 日から 6 日まで開催され、国王の発明の展示、IP 商品及び地理的表示商品の販売のほか、IP クイズ大会などが行われる。

(2012 年 5 月 14 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ知的財産局が開局 20 周年～

2012 年 5 月 3 日タイ知的財産局が開局 20 周年を迎え、シリワット カジョーンプラサート商務副大臣が記念式典の開会議長を務めた。この機に合わせ、National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards と知的財産局との間で、地理的表示の基準認定についての覚書の調印、Office of Vocation Education Commission と知的財産局との間で、知的財産に関する協力についての覚書の調印が行われたほか、IP チャンピオン 2012 の表彰式が行われた。

(2012 年 5 月 14 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで IP の商業化に成功した事業者を表彰～

IP チャンピオン 2012 の表彰が行われ、IP の商業化に成功した事業者らが表彰された。

(2012 年 5 月 14 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ IP フェアで小特許に関するビジネスマッチングが行われた～

IP フェア 2012 の期間中、パッチマー タナサンティ知的財産局長は Happy One Co., Ltd. の Thanathip Panprasom 氏と Smile Wan Shop の Annop Puthimane 氏の小特許「Healthy Standing Base」に関するマッチングに立ち会った。

(2012 年 5 月 14 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ知的財産局が特許及び小特許の審査マニュアルをウェブサイトで公開～

2012 年 4 月 27 日、タイ知的財産局は特許及び小特許の審査マニュアルをウェブサイトで公開した。これは 2006 年の審査マニュアルの第一部(発明特許)と第三部(小特許)を改訂し、担当官に実務の基準を提供することを目的としたものである。

(2012 年 5 月 15 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで WIPO と日本特許庁が PCT に関するワークショップ開催～

2012 年 5 月 16 日から 17 日まで Pullman King Power ホテルで開催された PCT についてのワークショップが開催され、パッチマー タナサンティ知的財産局長が議長を務めた。このワークショップは WIPO と日本特許庁の共催によるもので、PCT 実務に関する意見交換と PCT システムの情報交換を目的として行われた。

(2012 年 5 月 18 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイのナコンパトム県で偽造 CD ジャケットを印刷していた工場を摘発～

2012 年 5 月 14 日、偽造 CD 製造ネットワーク摘発の成果に関する記者発表が行われ、ターリットペンディット特殊事件捜査局長とパッチマー タナサンティ知的財産局長が議長を務めた。捜査チームはナコンパトム県にあるピーラ ゴースワンサグン容疑者の印刷工場で偽造 CD のジャケットが印刷されているのを発見した。警察は印刷機 2 台と裁断機 4 台を押収した。

(2012 年 5 月 18 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイのコンケーン県でデジタル時代の IP 侵害保護抑制についてのワークショップが開催された～

2012 年 5 月 14 日、コンケーン県の Pullman Racha Orchid ホテルにおいてワークショップ「IP Violation Protection and Suppression in Digital Era」が開催され、パッチマー タナサンティ知的財産局長が開会の議長を務めた。

(2012 年 5 月 18 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイにおけるソフトウェア著作権侵害行為の割合は 72%と BSA が調査結果を発表～

BSA は 2011 年度年次報告書の中で、タイのコンピュータユーザーの 74%が海賊版ソフト購入を容認しており、59%が日常的に海賊版ソフトを使用していると発表した。タイにおけるソフトウェア著作権侵害行為の割合は 72%、被害額は 260 億バーツ相当であった。発展途上地域における新しい市場でのソフトウェア著作権侵害行為の増加が認められた他、著作権侵害を行っている主な年齢層は 18 歳から 44 歳であることが BSA による調査で明らかになっている。

(2012 年 5 月 23 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ労働運動家達はメーデーに、政府に対し法律を改善するよう要求した～

解雇の退職金倍額や、解雇保険基金の要請は、今日、国の労働者の日を特色付ける労働者ネットワークから持ち上がった要求に含まれている。

しかしながら、雇用者側は、すでに負担している最低賃金増額に単に要求を加えただけだと不満

を述べた。

タイ自由労働会議(Labour Congress Freedom of Thailand)の議長である Chaipayorn Janthana 氏は昨日、13 の労働者評議会と政府公社組合の2つのグループが政府に対して9つの要求をする  
と語った。

主な要求の中には、1998 年の労働者保護法に対し、解雇に伴う被雇用者への退職金を倍額にするよう改正を要求している。現行法では、雇用主は雇用者の勤務期間に応じて1月から10ヶ月の幅で法定の退職金を支払わなければならない。10 年以上勤務している被雇用者は、退職金を 10 年ヶ月分受け取る資格がある。

Chaipayorn 氏は、が、10 年以上も勤務して解雇された社員は、生活を充足できる十分な金額を保証すべく特別な支払いを受け取れるように労働者保護法の改正を望んでいる。

生活費が上昇を続けているので、10 ヶ月の退職金では非常に少ないと Chaipayorn 氏は語った。

「この提案は、結論を出す前に、より広く様々な労働者グループの間で議論されることになる。」と彼は言った。

労働者側の要求には政府公社職員への退職金への免税措置や雇用者が事業を閉鎖したり、一時解雇や賃金を支払わなかった場合に、労働者を助ける基金を設立する提案も含まれている。

この提案に基づき、政府は基金に当初4億バーツ支払い、その一方、労働保護法を違反した雇用者によって支払われる違反金から寄付も生じるだろう。

しかしながら、雇用者組織はこれらの要求には不満である。

タイ貿易産業省の雇用者連合の議長 Sompong Nakornsri 氏は、今年の労働者側要求は、40%以上の増額となった最低賃金 300 バーツから引き起こされる雇用者側の不満に単に付け加えたものだと言っている。

「要求は、雇用者により負担を負わせることになる。彼らはすでに賃金上昇からのコストを背負っている。」と Sompong は言った。

要求の中には詳細な研究と、さらなる議論が必要なものもある。と語った。

タイの商業産業雇用者評議会(Commercial and Industrial Employers Council of Thailand)の Suwan Sukprasert 氏は退職金倍額要求には応じられない。2015 年のアセアン経済共同体(Asean Economic Community)になる時、これらの要求はタイへの新たな外国の投資を損なうことになる、と語った。

(2012 年 5 月 1 日、バンコクポスト)

～タイの食品産業はいまだ好調、最低賃金値上げは致命的ではない～

カンボジア、ラオス、ミャンマーやベトナムよりも高い賃金にもかかわらず、タイの食品産業は地域経済統合前の3年間に、成長する可能性を残し、なおも有望である。

「私たちは、豊富で多様な原材料と、高度な生産技術及び資金とインフラ、を持ち、より高い賃金でさえも、それらの国々を超える競争力をもっている。」と国立食品研究所(National Food Institute, NFI) Petch Chinabutrga 氏が語った。

日ごと300 バーツの賃金は、それら4カ国の最低平均の二倍以上で、シンガポールの最低賃金はタイの二倍以上に匹敵する。

タイの賃金、生産技術や資本のはシンガポールやマレーシアより弱い、他方近隣のライバルより、よりサポーティング産業を有している。まだ、王国は生産ネットワークやサプライチェーンのグ

ループ化において弱点を有している。

ビジネス戦略、構造や競争の観点から、同研究所は同じ地域で多くの国が同じ問題に直面することを見出だした。特に自由競争を妨げる国の規制や規則に関してである。

品質の観点から、タイの食品は、よりインドシナとミャンマーの製品より地域の消費者から高い得点を得ている。幾つかの食品製造業者は輸出指向で、既に国際標準にまで生産を引き上げている。

タイ食品メーカーの中には、自身独自のブランドを開発したが、多くの食品メーカーは、いまだ OEM メーカーである。同研究所が予想するに、食品コストは最小限賃金値上げに引き続き 20 パーセント程度上昇するとしている。4月1日より7県で最低賃金が 40%上昇し、食品生産コストは労働集約の程度に応じて、5-20%上昇している。

NFI によると、労働者を置き換えて機械を使うことはまだ多くの分野において限界がある、特に海産物やフルーツや野菜の処理には、人手が分離やトリミング処理する過程で必須とされているからである。

中小企業(SMEs)は、食品分野の 97%を構成し、機械を輸入するのに必要な資金を調達できないでいる。Petch は語った。全国の 9227 の食品工場のうち 91 パーセントが小規模、6 パーセントが中規模、3 パーセントが大規模である。労働集約分野では 320 の鶏の処理工場、579 の魚工場や 640 の果物や野菜工場が含まれている。彼らは 12 万人の労働者を雇っている。

2405 バンコクに位置する企業は 7 万人以上の労働者を雇っている。

上昇した最低賃金は、食品部門の中小企業のコストを 6.4 パーセント押し上げるだろう。

水産食品部門が最も影響があり、コスト上昇が 20 パーセント、次に 5-10 パーセントの肉部門、5-10 パーセントの中規模の青果部門、6-10 パーセントのパン部門となるだろう。

「もし製造業者はこの重荷に耐えることができないとしたら、彼らはこの重荷を消費者に転化するだろう。」と彼は言った。高賃金の県へ労働者が移動し、労働不足を引き起こすかもしれない。

(2012 年 4 月 19 日、バンコクポスト)

～タイ政府は中国提案の高速鉄道プロジェクトに乗り気～

タイ運輸省は、前民主党政権運輸相だったスカムポン・スワンナタット氏によって提案された5つの高速鉄道ルートを開発計画を前向きに進めるとした。この計画は、前政権によって承認され、議会によって是認された。

木曜日、中国の副首相 Xi Jinping とタイの首相 Yingluck Shinawatra の間で中国がバンコクからチェンマイの間の高速鉄道を開発するという合意に調印した後、タイ運輸大臣は5つの全ての高速鉄道ルートに現政府の支援を再確認した。

政府の報道官 Thitima Chaisang は、他のルートは後で追加される予定と言った。

バンコク-チェンマイ間のラインは優先されるということは、他の4つのルートは未だ検討中だという期待が持たれる。ACM Sukumpol が言うには、5つの高速鉄道を作る最初の計画には、何ら反対は起きていないし、既に関連政府部署では詳細な議論を始める予定である。

大臣によれば、745 キロメートルのバンコク-チェンマイ間のルートは、約 2300 億バーツかかり、

870 キロメートルのバンコク-ウボンラチャタニ間のルートは約 1800 億バーツ、615 キロメートルのバンコク-ナコンラチャシマ-ノンカイ間のルートは、約 2000 億バーツ、982 キロメートルのバンコク-ホアヒン-パダンプサール(マレーシア)間のルートは、約 3000 億バーツ、そして 221 キロメートルのバンコク-ラヨーン間のルートは、約 7000 億バーツかかる。

運輸省交通政策局の重役である Soithip Traisuddhi が言うには、委員会は、計画の詳細を検討するために設置するだろう、そしてそれを内閣に検討させるために提示するだろう。

中国の投資家はバンコク-チェンマイ間、バンコク-ナコンラチャシマ-ノンカイ間そしてバンコク-ホアヒン-パダンプサール間の 3 つのルート支援に関心がある。

運輸省の情報筋は、中国はタイの国境を越えるルートであるバンコク-ノンカイ間を設定したいと思っており、ラオス-中国間の高速鉄道はビエンチャンから中国の雲南省首都である昆明(クンミン)まで走る計画にしたいと思ったと言った。

(2011 年 12 月 27 日、バンコクポスト)